

(5) 高齢者医療制度改革

ア 後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の検討

平成22年度においても、現行制度の問題点を解消するための取組を引き続き進めるとともに、厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」において、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を進めていくこととしている。

改革会議においては、①平成22年夏を目途に、新たな制度の基本的な方向を中間的にとりまとめた上で、②22年末を目途に最終的にとりまとめを行い、③23年通常国会を目途に法案を提出し、④25年4月を目途に新たな制度の施行を目指して、検討を進めることとしている。

また、改革会議における議論に並行して、意識調査や公聴会をきめ細かく実施し、高齢者をはじめ国民の方々の御意見を丁寧に向うこととしている。

イ 特定健診・特定保健指導

高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であり、特定健診等の生活習慣病対策など中長期的な各般の取組は、引き続き進めていく必要がある。

平成22年度には、特定健診・特定保健指導等の制度の実施状況の中間評価も予定されており、今後とも実態を把握した上で、制度の効果なども見極めながら、健診等の実施率の向上やメタボリックシンドローム該当者の減少に向けた取組を進めていくこととしている。

ウ 医療制度提供の改革

医療・介護機関と民間サービス事業者等が連

携した新たなサービス産業創出のため、業務連携のための標準約款や、消費者が安心してサービスを受けることが出来る環境を整備するための品質基準等の策定等を行い、多様なニーズに効率的に対応できる体制の整備を行う。

(6) 子育て支援施策の総合的推進

今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）に基づき、新たな目標を掲げ、保育サービスの充実など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組むこととしている。

また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）においては、幼保一体化を含む、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、主担当となる閣僚を定め、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、23年通常国会までに所要の法案を提出するとされている。

③ 学習・社会参加

(1) 生涯学習社会の形成

ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

(ア) 生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進する。

(イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るとともに、生涯学習を通じて地域活性化等の課題解決を図るこ

とを目的として、都道府県との共催により、テーマ別のシンポジウムや、生涯学習に関する情報発信、学習成果の発表等を行う全国生涯学習フェスティバルを開催する。

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、引き続き、各個人の学習成果を測る検定試験の質を確保すべく、民間事業者等が行う評価の主体的な取組を支援する方策について検討を行う。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対して学士の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

平成20年3月に改訂され、21年4月から一部先行実施されている新学習指導要領では、引き続き、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図ることとしている。

さらに、自治体における体験活動の推進を支援する「豊かな体験活動推進事業」において、「自然宿泊体験事業～子ども農山漁村交流プロジェクト～」の中で、小学校が実施する自然体

験や集団宿泊体験のほか、ボランティアや高齢者との世代間交流などの体験活動に必要な経費の一部を補助することとしている。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

さらに、大学・短期大学・高等専門学校における教育研究資源を活用した、社会人の再就職やキャリアアップ等に資する短期間の実践的教育プログラムの開発・普及を支援することによって、社会人の学び直しの機会の充実を図る。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組を支援していく。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設においては、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

また、インターネットを活用した「エル・ネット」教育情報通信ネットワークの運用、ICTを活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究、優れた生涯学習コンテンツの制作・配信等により、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努める。

(イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

(ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション大会の開催等各種施設を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

(エ) 自然とのふれあい

国立公園等の利用者等をはじめ、国民だれもが自然とのふれあい活動や自然体験が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動イベント等の情報をインターネット等を通じて提供する。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付金制度の活用により、

勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を平成22年10月に石川県で開催する。

さらに、高齢者等、様々な世代の方々がボランティアとして参加し、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを支援する「学校支援地域本部事業」や、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業（放課後子どもプラン）」を全国で推進する。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよう、シニア海外ボランティア事業を独立行政法人国際協力機構を通じ引き続き推進する。また、団塊の世代の人々の知見を本事業に活用すべく情報提供、派遣形態・期間の多様化など参加しやすい環境を整備する。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて適切に情報を得ることができるよう、字幕放送、解説放送等の充実を図るため、平成19年10月に策定した行政指針に定める20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標の達成に向けて、引き続き、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成等を行うことにより、各放送局の自主的な取組を促す。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、7月に東京、10月に仙台市において「高齢社会フォーラム」を開催する。

また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施する。

イ NPO等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、全国ボランティア活動振興センターが実施する全国ボランティアフェスティバルの開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を引き続き支援する。また、地方自治体や民間団体等に対し、「地域福祉等推進特別支援事業」として、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等へ補助を実施する。

高齢者福祉、共働き支援、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、高齢者や女性等の社会進出を促進し、地域における新たな産業や雇用の創出に

よる地域活性化を図る。

また、地域活性化・雇用促進資基金（社会貢献型事業関連）の活用により、ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しては、民間金融を補完しつつ、日本政策金融公庫を通じてソーシャルビジネス事業者に対する融資を実施することで資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指す。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督を引き続き行う。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行う。

さらに、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を国立公園等で実施する。

さらに、内閣府では、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを養成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施する。平成22年度は、日本青年9名をドイツに派遣するとともに、ドイツ、ニュージーランド、英国から同分野の青年リーダー13名を招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。

4 生活環境

(1) 安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）に掲げた目標（〔1〕良質な住宅